

令和5年1月12日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年1月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
19番	中村 裕 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

甲斐サエ子 委員 手島富士雄 委員

事務局の出席者は9名である。

**事務局** 皆様、おはようございます。新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく申し上げます。

それでは、1月総会の開催に当たりまして報告いたします。

本日は現委員数24名中22名の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

そして、総会に入る前に、議案の訂正がございます。第1号議案でございます。農地法第3条の規定による許可申請についてでございますけれども、昨日、1月11日に2件の取下げがありましたので、報告いたします。議案集の1ページの審議番号3番及び議案集2ページの審議番号4番でございます。恐れ入りますが、この場で議案からの削除をお願いいたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

**議長** 皆さん、おはようございます。新年明けましておめでとうございます。

ただいまから1月の農業委員会総会を開催いたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から3番及び2ページの4番を除く5ページ、16番までの14件です。

続きまして、西部地域、17番、18番の2件です。

6ページをお願いいたします。

賃借権設定、西部地域、19番、1件です。

以上、審議番号1番から3番及び4番を除く19番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号19番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の

結果について、事務局から報告をお願いいたします。

**事務局** それでは、審議番号19番の案件につきまして、12月19日に申請人の\*\*氏と江上農業委員、田島推進委員、事務局城島事務所職員においてヒアリングを実施いたしましたので御報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、現在、城島町六町原在住の年齢が\*\*歳の方であり、今回、城島町江上上の農地を賃貸借にて借り受けて農業を始める予定です。

営農計画は、補助事業を活用し、37アールのハウスを取得し、アスパラガスを栽培する計画となっております。

農業経験は、令和元年6月から令和3年9月まで、糸島市にて農の雇用事業を活用した研修を受けられており、大川市のほうでも1年目分のアスパラガスの栽培をされておられます。いずれは今回の農地へ移設される予定です。

就農後は農協や普及指導センターに相談を行い、農協のアスパラ部会加入後には地元農家にも相談をされるとのことでした。

農機具については、現在、借り受けられていらっしゃいますが、今後、補助事業や資金の借入れなどを活用し、ハウスやポンプ、動力噴霧機などを購入される予定となっております。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、市の認定新規就農者として認定されていることから、今後の活躍も見込めるものと思われまます。

また、ヒアリング結果について12月27日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果の報告を終わります。

**議長** 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。  
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。  
東部地域、1番、2番の2件です。  
1番、申請地、山本町豊田、田、2筆計2,562㎡のうち779㎡、申請理由、申請地に農業用集出荷場を建築及び露天駐車場にて利用するものです。  
農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外指定を適用しております。  
2番、申請地、田主丸町中尾、畑、352㎡、申請理由、申請地を自己用住宅及び倉庫の敷地として拡張するものです。  
以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。  
ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第2号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。  
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と

たします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

8ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から9ページ6番までの6件です。

1番、申請地、善導寺町木塚、田、2筆計979㎡、申請理由、申請地を取得して、店舗を建築、中古車販売場及び用悪水路として利用するものです。

農地区分は第1種農地と第3種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、隣接土地と同一事業に供するものとして不許可の例外規定を適用しています。

2番、申請地、山本町耳納、畑、2筆計388㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

3番、申請地、田主丸町恵利、畑、252㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

4番、申請地、田主丸町地徳、畑、433㎡、申請理由、申請地を借り受けて分家住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお願いいたします。

5番、申請地、田主丸町中尾、畑、29㎡、申請理由、申請地を取得して、貸家住宅の敷地を拡張するものです。

6番、申請地、田主丸町中尾、畑、304㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

続きまして、西部地域、7番から11ページ、15番までの9件です。

7番、申請地、大善寺町夜明、田、3筆計4,018㎡、申請理由、申請地を借り受けて、店舗を建築するものです。

8番、申請地、安武町住吉、田、273㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

10ページをお願いいたします。

9番、申請地、安武町住吉、田、430㎡、申請理由、申請地を譲り受けて、納骨堂の敷地を拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、安武町安武本、畑、392㎡、申請理由、申請地を取得して、有料老人ホームを建築するものです。

11番、申請地、城島町江上本、田、341㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12番、申請地、三漕町壺町原、田、79㎡、申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いいたします。

13番、申請地、三漕町高三漕、田、511㎡、申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（1区画）として利用するものです。

14番、申請地、三漕町高三漕、田、69㎡、申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（1区画）として利用するものです。

15番、申請地、三漕町田川、田、515㎡、申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（3区画）として利用するものです。

審議案件は以上となります。

なお、9ページの審議番号7番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第3号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
なお、審議番号7番は許可相当として県農業会議へ意見聴取いたします。  
続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。  
第4号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので付議いたします。  
西部地域、1番、2番の2件です。  
1番、申請地、三瀨町生岩、田、138㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは18です。  
2番、申請地、三瀨町清松、畑、43㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは19です。  
以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名



簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 13ページをお願いいたします。

第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。

審議番号1番、2番の2件です。

1番、申請人、田主丸町豊城、\*\*\*\*、経営面積2万7,059㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、城島町芦塚、\*\*\*\*、経営面積67万8,455㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、\*\*\*\*\*の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

以上で、説明を終わります。

**議長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第5議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議長** ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。

続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

14ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

第1区、1番から3番までの3件です。

1番、所在地、大橋町常持、田、2筆計3,467㎡、推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、大善寺町宮本、田、1,190㎡、推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、大善寺町宮本、田、949㎡、推進機構からの買入れとなります。

第2区、4番から15ページの5番の2件です。

4番、所在地、田主丸町恵利、田、816㎡、推進機構へ売渡しとなります。

15ページをお願いいたします。

5番、所在地、田主丸町菅原、田、3筆計1万439㎡、推進機構への売渡しとなります。

第3区、6番、7番の2件です。

6番、所在地、北野町乙吉、田、4,993㎡、推進機構からの買入れとなります。

7番、所在地、北野町鳥巢及び北野町高良、田、畑、2筆計2,215㎡、推進機構からの買入れとなります。

第4区、8番の1件です。

8番、所在地、城島町芦塚、田、388㎡、推進機構への売渡しとなります。

16ページをお願いいたします。

第5区、9番、10番の2件です。

9番、所在地、三潴町玉満、田、1,219㎡、推進機構からの買入れとなります。

10番、所在地、三潴町玉満、田、2筆計2,765㎡、推進機構からの買入れとなります。

以上、審議番号1番から10番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、  
久留米市長あて通知いたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について  
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について  
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第4号、農地法第5条の規定による許可申請の取下書について  
事務局の説明を省略いたします。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 それでは質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。  
よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。  
次に、お諮りいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、  
数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと  
思います。これに御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字その他  
の整理は議長に委任することに決定いたしました。  
ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第  
10条第2項の規定により、9番、黒岩純委員、20番、林田高夫委員をお願いをいた  
します。  
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。